

教職員互助会からのお知らせ

◆請求書の不備が多くなっています!

教職員互助会に提出される請求書のうち、「令和6年度施設利用補助」と「スポーツ観戦補助事業」について、不備等により返送する事例が増えています。

提出前に、「令和6年度施設利用補助」は互助会HPに掲載のQ&Aを、「スポーツ観戦補助事業」は請求書内の注意事項をお読みになり、不備のないことを確認してから提出しましょう。

請求書提出に係る注意事項を以下に掲載しましたので、参考にしてください。

令和6年度施設利用補助

施設利用補助金請求書を提出する際は、下記①～⑥をすべて満たしている領収書(原本)の添付が必要です。

- ①宿泊者氏名(フルネーム) ②宿泊年月日及び泊数 ③宿泊施設名 ④宿泊人数
⑤宿泊料金 ⑥宿泊した旨が分かる記載(宿泊代として、一泊二食プランなど)

《注意事項》

(1) 領収書が①～⑥を満たしていない場合

- 領収書の原本を提出することができない場合は、領収書のコピーの余白に原本を添付できない理由を記載してください。
- 夫婦ともに互助会員のためそれぞれで請求書を提出するが、領収書が1枚しかない場合は、どちらかの請求書に領収書のコピーを添付し、余白に「原本は、〇〇学校の〇〇へ添付」など原本を添付できない理由を記載してください。
- 領収書に、宿泊者氏名や人数が記載されていない場合は、余白に記入してください。

(2) 修学旅行・宿泊学習等で宿泊した場合

添付書類は下記を参考にしてください。

① 宿泊者氏名(フルネーム)の確認用

- 旅行のしおりや復命書のコピー

② 宿泊年月日及び泊数～⑥ 宿泊した旨が分かる記載の確認用

- 領収書のコピー(「原本は学校保管のためコピーを添付」を余白に記入)
- 旅行会社作成の旅行代金清算書や内訳書のコピー(発行日が宿泊日以降のもの)

なお、修学旅行等、同一の所属で複数人分の請求書を提出する場合、

- ◎ 添付書類は1部で結構です。
- ◎ 1泊目と2泊目の宿泊場所が異なっていても、請求書は一人1枚で結構です。
- ◎ 請求書は、会員番号順に並べていただけると助かります。



スポーツ観戦補助事業

《注意事項》

(1) 添付したチケットに観戦者氏名が記載されていない。

- チケット余白に観戦者(フルネーム)を記載してください。被扶養者が観戦した場合も同様です。

(2) 添付したチケットにチケット価格が記載されていない。

- チケット価格がわかるもの(チラシ等のコピー)を併せて添付してください。

(3) 1枚の請求書に、本人と被扶養者分が記入されている。

- 請求書は、本人・被扶養者ごと、観戦1試合ごとに1枚作成してください。

